

○下北山村観光案内・特産品販売施設の設置並びに管理運営に関する条例

令和7年6月9日

条例 第18号

(設置及び目的)

第1条 本村の観光および地域情報の発信、地域特産品の紹介、販売を行い、都市との交流を促進するとともに、道路利用者の利便に供し、産業の振興および地域の活性化を図るため、下北山村観光案内・特産品販売施設（以下「観光案内・特産品販売施設」という。）を設置し、その管理等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 観光案内・特産品販売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 下北山村観光案内・特産品販売施設
- (2) 位置 奈良県吉野郡下北山村大字上池原4 1 1 番地

(事業)

第3条 観光案内・特産品販売施設は次に掲げる事業を行う

- (1) 下北山村の産業及び観光の振興に資する情報の収集提供並びに宣伝、案内に関すること
- (2) 下北山村の産業の振興に資する物産等の販売に関すること
- (3) その他目的を達成するため村長が必要と認める事業

(管理運営)

第4条 観光案内・特産品販売施設は、常に良好な状態において管理しその設置目的に応じ、最も効率的に運営されなければならない。

(指定管理者が行う業務等)

第5条 村長は、前条の目的達成のため、次に掲げる観光案内・特産品販売施設の管理に関する業務を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて村が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行なわせるものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 観光案内・特産品販売施設の利用に関する付随業務
- (3) 観光案内・特産品販売施設の設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に定めるもののほか、観光案内・特産品販売施設の運営に関し必要と認められる業務であつて村長が別に定めるもの

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を断り、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等をき損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他観光案内・特産品販売施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意または重大な過失により施設又は設備を損傷しあるいは滅失したときは指定管理者の定める代価を弁償せねばならない。

(委任)

第8条 この条例の施行についての必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。